

広島市路上違反広告物除却推進員の手引き

1	広島市路上違反広告物除却推進員制度の概要	P1
資料	① 屋外広告物法（抜粋） 広島市屋外広告物条例（抜粋）	P7
	② 違反広告物対策の連絡先一覧	P8
2	広島市路上違反広告物除却推進員設置要綱	P9
様式	第1号様式 路上違反広告物除却推進団体認定申請書（新規・更新）	P12
	第2号様式 路上違反広告物除却推進員になろうとする者の名簿	P13
	第3号様式 除却活動計画書	P14
	第4号様式 路上違反広告物除却推進団体認定書	P15
	第5号様式 路上違反広告物除却推進団体変更届	P16
	第6号様式 路上違反広告物除却推進団体廃止届	P17
	第7号様式 身分証明書	P18
	第8号様式 腕章	P18
	第9号様式 路上違反広告物除却報告書	P19

令和3年（2021年） 4月

広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係

広島市路上違反広告物除却推進員制度の概要

1 趣旨及び目的

この制度は、広島市長が認定した路上違反広告物除却推進団体（以下「推進団体」といいます。）の方を路上違反広告物除却推進員（以下「推進員」といいます。）に任命し、違反広告物の除却権限の一部を委任することによって、市民の方にボランティアで違反広告物の除却活動を行っていただくものであり、市民と行政が協働して、道路上の違反広告物を無くし、良好な都市景観と道路交通の安全の維持、向上を図ることを目的としています。

2 推進団体の認定等

- (1) 市長は、違反広告物の除却に自主的な協力を申し出た団体（推進員が2名以上所属する必要があります。）で、定期的な除却活動を実施し、違反広告物の除却の推進に寄与すると認める団体を推進団体として認定します。
- (2) 推進団体の活動区域は、本市域内です。
- (3) 推進団体は、除却した違反広告物を市が回収するまで、一時的に保管する場所を確保していただくことが必要です。
- (4) 推進団体になろうとする団体は、次の図書等を添付して、推進団体認定申請書（第1号様式）を区役所の維持管理課（(3)の一時保管場所を確保した区。以下同じ。）に提出し、認定を受けていただきます。
 - ① 推進員になろうとする人の住所、氏名、生年月日等を記した名簿（第2号様式）
 - ② 推進員が主に除却活動をしようとする活動予定日や地域等を示した除却活動計画書（第3号様式）
 - ③ 除却活動地域を示す図面（一時保管場所記入）
 - ④ その他市長が必要と認めるもの
- (5) 推進団体の認定期間は、3年以内とし、更新することができます。
- (6) 申請内容に変更が生じた時には、速やかに変更の届け出（第5号様式に、変更内容に応じて第2号様式や第3号様式を準用して添付）を行ってください。また、団体が解散したり活動を中止したりするときは廃止届（第6号様式）を提出してください。いずれの場合であっても、活動をやめる推進員の方の身分証明書と腕章を返還してください。

3 推進員の任命

- (1) 推進員になることができるのは、推進団体から提出された名簿に載っている人で20歳以上の人です。
- (2) 推進員の任期は、所属する推進団体の認定期間中となります。
- (3) 推進員は、区役所の維持管理課と連携して、一定の地域において、違反広告物の除却活動を行うことができます。
- (4) 推進員は、都市整備局都市計画課都市デザイン係（以下「都市デザイン係」といいます。）が行う講習会を受講していただいた後に任命されます。
- (5) 推進員には、身分証明書（第7号様式）、腕章（第8号様式）及び除却用具を交付します。なお、除却活動にあたっては、関係法令を遵守して行ってください。

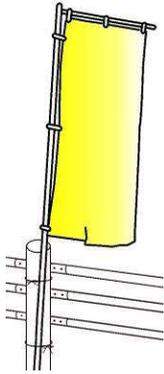
4 権限の委任

市長が推進員に委任する権限は、屋外広告物法第7条第4項(資料1参照)に規定された「はり紙」、「はり札」、「立看板」、「のぼり旗」の簡易除却措置です。

(1) 除却できる違反広告物(違反が明らかであり、かつ、管理されずに放置されたもの)

除却できる違反広告物は、道路上の「はり紙」、「はり札」、「立看板」及び「のぼり旗」で、広島市屋外広告物条例第5条に規定された**禁止物件**に掲出されたものです。

ア 「はり紙」、「はり札」、「立看板」及び「のぼり旗」とは

<p>① はり紙</p> <p>紙等を使用して作成されたもので、のり、テープ等ではり付けて表示するポスター、ビラ等をいいます。</p>	
<p>② はり札</p> <p>容易に取り外すことができる状態で工作物に取り付けられているもの及びこれに類するものをいいます。ベニヤ板、プラスチック板などへ直接塗装した板等を含みます。</p>	
<p>③ 立看板</p> <p>容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの及びこれに類するもの又は広告物を掲出するものをいいます。</p>	
<p>④ のぼり旗</p> <p>さお又は棒に旗状の布等を取り付け、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告用の旗をいいます。また、これを支える台を含みます。</p>	

イ 禁止物件とは (広島市屋外広告物条例第5条第1項及び第2項 資料1参照)
 条例で広告物の掲出を禁止している物件で、次のものをいいます。

- ① 橋、歩道橋
- ② 公共の石垣、よう壁
- ③ 街路樹、路傍樹、保存樹木
- ④ 信号機、警報機、道路標識、道路上の柵 (ガードレール)、駒止め
- ⑤ 郵便ポスト、電話ボックス (外側)、路上変圧器
- ⑥ 銅像、神仏像、記念碑、慰霊碑
- ⑦ 電柱、街灯柱
- ⑧ アーチ及びアーケードの支柱

その他の禁止物件
 トンネル、高架構造物 (バイパス、アストラムライン、新幹線等)、分離帯、
 送電塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク 等

【禁止物件の事例】

路上変圧器	駒止め
	
道路標識	銅像・記念碑
	

(2) 除却の対象とならない広告物

次のものは、はり紙、はり札、立看板及びのぼり旗であっても除却できませんので、注意してください。なお、判断のつかないものについては除却せず、該当する区役所の維持管理課又は都市デザイン係に連絡してください。

- ア 国や広島県、広島市、警察署等が公共的目的を持って表示するもの
- イ 選挙活動に関するもの
- ウ 葬儀や祭礼などのために一時的に掲出するもの
- エ 緊急に公衆に周知する必要があるもの 例) 崖くずれ危険、ガス漏れ危険など
- オ 法令等の定めにより表示された広告物 例) 工事標示板、う回路標示板など

(3) 注意を要する広告物

次のものは道路上にあっても、除却しないでください。

- ア 政党、労働組合の活動等に関するもの
- イ 店舗の前に掲出された自己の営業に関するもの
(店舗の前から離れたところに設置された物件は、除却していただいて結構です。)
- ウ 商店街又は町内の催事や行事に関するもの
(例) 歳末大売り出し、〇〇まつり、盆踊りなど

【除却の対象とならない広告物や注意を要する広告物の事例】

置き看板（工作物等に立て掛けられておらず自立している看板）	民地内のはり札（私有地内の柵についている違反広告物）
	
政党、労働組合等の活動の表示	冠婚葬祭等の会場案内
	

5 推進員の活動

- (1) 推進員は、各推進団体の除却活動計画書に記載された活動予定日や活動地域で除却活動を実施してください。(事情により、活動予定日や活動地域以外の月日や場所で行う場合は、あらかじめ区役所の維持管理課に連絡してください。)
- (2) 除却活動は安全のため、推進員2名以上で実施してください。
- (3) 除却活動時は、身分証明書を携帯し、腕章を着用してください。また、帽子、軍手を着用するとともに、交通安全に心がけ、けがや事故がないように実施してください。
- (4) 除却できる広告物かどうか判断が難しいものは除却せず、後で、区役所の維持管理課又は都市デザイン係にお問い合わせください。
- (5) 除却した違反広告物のうち、はり紙は適切に分別した上で家庭ゴミの回収日に搬出してください。

はり札、立看板、のぼり旗は、除却日、種類ごとにまとめた上で下図の荷札をそれぞれの束に取り付け、申請時の一時保管場所において、各推進団体に一時的に保管してください。回収は、区役所の職員又は委託業者が月に1回程度行いますので、具体的な方法等については区役所の維持管理課と協議してください。

はり札、立看板、のぼり旗は返還請求を受ける場合がありますので、除却・保管の際に破損等しないよう取扱いに注意してください。(返還手続きは、区役所の維持管理課で行います。)

違反広告物 回収票
団体番号 _____
除却日 令和 ____年 ____月 ____日
除却場所 _____区
種類 ・はり札 ・立看板 ・広告旗
〔該当するものに ○をしてください。〕
数量 _____枚・件
除却日、種類ごとにまとめた束に、この回収票を取り付けてください。

ボランティア除却
広島市路上違反広告物 除却推進員制度
この物件は、道路上に放置された違反広告物を広島市から委任を受けた「路上違反広告物除却推進員」の皆さんが除却したものです。 広島市の委託した業者が回収にまいりますので、手をふれないようお願いいたします。
広島市

- (6) 除却活動は、市が保険料を負担している「広島市市民活動保険制度」の対象になり、本人の傷害と他人に対する損害賠償に対して保険金が給付されます。万が一、事故等があった場合には、区役所の維持管理課又は都市デザイン係に速やかに連絡してください。
- (7) 暴行・脅迫の緊急事態が生じた場合は、まず警察に連絡してください。あわせて区役所の維持管理課に連絡してください。
- (8) 土曜日や休祭日の除却活動に伴い、事故やトラブルが発生した場合は、広島市の緊急連絡網 (電話 245-2111) に連絡してください。
- (9) 除却した広告物の種類・枚数等を所定の様式(第9号様式)に記入し、**原則として4半期ご**

とに、区役所の維持管理課に報告してください（6月・9月・12月・3月末に3か月分をお願いします）。なお、報告は電子メール・FAXなどにより行うことができます。

6 その他

この活動の実施についてご不明な点やご質問があれば、都市デザイン係（電話 504-2277）にお尋ねください。

屋外広告物法（抜粋）

第 7 条

4 都道府県知事は、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第 1 号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- 一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。
- 二 管理されずに放置されていることが明らかなき。

広島市屋外広告物条例（抜粋）

(禁止物件)

第 5 条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 公共物たる石垣^{がき}及び擁壁
 - (3) 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹
 - (4) 信号機、警報機、道路標識、道路上の柵、駒止めその他これらに類するもの
 - (5) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変圧器その他これらに類するもの
 - (6) 送電塔及び照明塔
 - (7) 銅像、神仏像、記念碑、慰霊碑その他これらに類するもの
 - (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (9) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 次に掲げる物件には、はり紙、はり札、立看板又はのぼり旗（さお又は棒状の布等を取り付けた広告物をいう。以下同じ。）を表示してはならない。
- (1) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
 - (2) アーチ及びアーケードの支柱その他これに類するもの

連絡先と電話一覧表

連絡先	電話
広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係 (土曜、休祭日の緊急連絡)	504-2277 (直通) (245-2111 (守衛))
中区建設部維持管理課	504-2576 (直通)
東区建設部維持管理課	568-7739 (直通)
南区建設部維持管理課	250-8956 (直通)
西区建設部維持管理課	532-0946 (直通)
安佐南区農林建設部維持管理課	831-4948 (直通)
安佐北区農林建設部維持管理課	819-3925 (直通)
安芸区農林建設部維持管理課	821-4921 (直通)
佐伯区農林建設部維持管理課	943-9752 (直通)
広島県警察 (広島中央警察署) 又は各駐在所	110 (224-0110)
広島県警察 (広島東警察署) 又は各駐在所	同上 (258-0110)
広島県警察 (広島南警察署) 又は各駐在所	同上 (255-0110)
広島県警察 (広島西警察署) 又は各駐在所	同上 (279-0110)
広島県警察 (安佐南警察署) 又は各駐在所	同上 (874-0110)
広島県警察 (安佐北警察署) 又は各駐在所	同上 (812-0110)
広島県警察 (海田警察署) 又は各駐在所	同上 (820-0110)